

八広消 第 号
年 月 日

様

印

代 執 行 令 書

消防対象物

- 1 所在地
- 2 名称
- 3 用途

あなたの 所有・管理・占有 する上記の消防対象物は、 年 月 日付
八広消 第 号の書面をもって 年 月 日までに するよう
戒告しましたが、指定した期限までに していません。よって、行政代執行法
第2条の規定により代執行を行うので、同法第3条第2項の規定により次のとおり通知
します。なお、代執行に要する費用は、同法第2条の規定によりあなたから徴収します。
また、代執行により生ずる損害についてはすべて責任を負わないので申し添えます。

- 1 代執行を行う時期 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 代執行執行責任者（職・氏名）
- 3 代執行の内容
- 4 代執行に要する費用概算見積額 金 円

教示

- 1 この処分不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合管理者に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、八戸地域広域市町村圏事務組合を被告として、処分の訴えを提起することができます（訴訟において八戸地域広域市町村圏事務組合を代表する者は八戸地域広域市町村圏事務組合管理者となります。）。なお、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合にあっては、その審査請求に対する裁決。以下同じ。）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。